

国産農林水産物・食品への理解増進事業実施要領

制定 平成 28 年 1 月 20 日付け 27 食産第 4765 号
農林水産省食料産業局長通知

第 1 目的

日本の食魅力再発見・利用促進事業実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 政第 32 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類の欄の 5 の国産農林水産物・食品への理解増進事業の実施については、実施要綱及び日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金交付要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 政第 33 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第 2 事業実施主体

1 実施要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 5 の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 民間団体等（公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人、認可法人、特殊法人及び学校法人をいう。以下同じ。）

(2) 複数の民間団体等が本事業の実施のために組織した団体（民法（明治 29 年法律第 89 号）上の組合に該当するもの）。ただし、この場合は本事業を実施すること等について、構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書等をあらかじめ作成し、当該団体を代表する者を定めること。

(3) 上記のほか食料産業局長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

2 1 の（1）及び（2）の事業実施主体（（2）の場合には、当該団体を構成する全ての団体を含む。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、本事業を的確に実施できる能力を有する団体であり、全国各地の商工業者の組織する団体や農林漁業者の組織する団体等とのネットワーク及び適切な助言を行えるノウハウを有していること。

(2) 5 の経済団体等を公正かつ公平に選定・指導及び監督等できる能力を有していること。

(3) 補助対象経費に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。

(4) 日本国内に所在し、補助対象事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

(5) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

3 1 の（3）の事業実施主体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(1) 主たる事務所の定めがあること。

- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。
- (4) 各年ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 4 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。
- 5 経済団体等の要件
 - 実施要綱第3のなお書きの食料産業局長が別に定める要件は、地域の農林水産物・食品のブランド再構築等を通じて、国産農林水産物・食品を活用した商品について、付加価値の向上を図る意欲のある商工会議所、商工会、農協等とする。

第3 事業の内容及び補助対象経費等

本事業の補助対象となる取組及び経費は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、本事業に直接要する経費であって本事業の対象として明確に区分できるもの、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して行うもののみとする。また、国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、事業の助成の対象としない。

1 付加価値向上推進事業

事業実施主体は、国産農林水産物・食品の付加価値の向上に向けた、地域ブランド再構築等の取組を推進するため、次に掲げる事業の全部または一部を行うものとする。

(1) 円滑な事業実施のための事務局の設置及び運営

円滑な事業実施のための事務局を設置し、本事業に関する外部からの問い合わせ、その他の事業管理に必要となる事項についての対応意見等に対して受付・回答を行う。

(補助対象経費)

本事業に関する問い合わせや意見等への受付・回答を行うための事務局設置及び運営費（会場借料、人件費、事務機器リース費、消耗品費、雑役務費等）

(2) 2の事業の公募の実施

2の事業についてチラシ等の配布やICT等を活用した広報を実施し、周知を図るとともに公募を実施する。

(補助対象経費)

2の事業の募集についてチラシ等の配布やICT等を活用した広報費（ICT等を活用した広報費、チラシ等の広報物の原稿作成費、印刷費等）

(3) 補助金交付先選定のための審査委員会の実施

専門家等から構成される補助金交付先を選定する審査委員会を実施する。

(補助対象経費)

補助金交付先を選定する審査委員会の実施に係る経費（審査委員謝金、審査委員旅費、会場借料、印刷費等）

(4) 補助金交付先決定に係る業務

交付申請書を受理し、整理して審査委員会に諮る準備を行うとともに、審査委員会後に交付決定通知を発出する。

(補助対象経費)

交付申請書を受理及び交付決定通知書の発出に係る経費（人件費、印刷費、通知発出費、郵送費等）

(5) 補助金交付先事業の進捗状況管理、助言、確定検査、支払手続

補助金交付先の事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行う。また、事業完了後に確定検査を行い、額を確定する。確定額に基づき支払いを行う。

(補助対象経費)

補助金交付先事業の進捗状況管理、助言、確定検査、支払手続を実施するための経費(人件費、旅費、書類作成費、印刷費、振込手数料等)

2 付加価値向上実践事業

事業実施主体は、第2の5の要件を満たす経済団体等が行う、次に掲げる事業について補助するものとする。

(1) 推進会議の開催

国産農林水産物を活用した付加価値が高い商品の創出に向けた推進会議の開催等を行う。

(補助対象経費)

国産農林水産物を活用した付加価値が高い商品の創出に向けた推進会議の開催費(謝金、旅費、印刷製本費、賃金、会場借料、試食品輸送費、通信運搬費、消耗品費等)

(2) 国産品利用のための事業者マッチング

産地の特徴や生産現場の現状に対する食品関連事業者等の理解向上を図るための生産現場の視察等やマッチングセミナーを実施する。

(補助対象経費)

食品関連事業者等の生産現場に対する理解向上を図るための生産現場視察やマッチングセミナーの実施に必要な経費(謝金、旅費、マイクロバスレンタル料、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等)

(3) 地域ブランド再構築

国産農林水産物の持つ付加価値を活かした地域ブランド再構築を図るためのセミナーの実施や地域ブランドコンセプトの開発を行う。

(補助対象経費)

国産農林水産物の持つ付加価値を活かした地域ブランドの再構築を図るためのセミナーの実施、地域ブランドコンセプト開発、消費者評価会実施、イベントブース出展、普及資材制作に必要な経費(謝金、旅費、会場借料、原材料費、印刷製本費、消耗品費、地域ブランドコンセプトデザイン開発委託費、アンケート調査実施費等)

(4) ビッグデータ利活用セミナーの実施

マーケティング力強化に向け、ビッグデータ等を利活用するための有識者等によるセミナーを実施する。

(補助対象経費)

販売促進にビッグデータ等を利活用するための有識者等によるセミナーの実施に必要な経費(謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費等)

第4 補助率

交付要綱別表の補助率の欄の食料産業局長が定める補助率は、定額とする。

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成27年度とする。

第6 採択基準

実施要綱第4の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- 2 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 3 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

第7 事業の実施手続き

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、事業承認者に承認申請するものとする。ただし、付加価値向上事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表の「5 国産農林水産物・食品への理解増進事業」の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第2 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第8 事業の実施

1 付加価値向上実践事業実施規程の作成

事業実施主体は、第3の2の事業の実施に際し、補助金の交付の手続等について別途実施規程を作成し、別記様式3により事業承認者に提出し、その承認を受けることとする。これを変更しようとするときも同様とする。

2 実施規程は以下の事項を記載するものとする。

- (1) 交付対象要件の定義及び補助金の額
- (2) 交付申請及び実績報告
- (3) 交付の決定及び補助金の額の確定等
- (4) 申請の取下げ
- (5) 付加価値向上実践計画の（変更）承認等
- (6) 補助金の支払
- (7) 交付決定の取消し等
- (8) 事業実施主体による調査
- (9) 個人情報保護等に係る対応
- (10) その他必要な事項

3 事業の公募

事業実施主体は、第3の2の事業の実施に当たり、起業経験者、起業支援者、農業や食に

関する分野の専門家等から構成される審査委員会を設置し、経済団体等を公募により採択するものとする。審査委員会は、経済団体等が第2の5の要件に合致するか、経済団体等から提出された付加価値向上実践事業計画が適切であるか等について審査を行うものとする。なお、事業実施主体は経済団体等を公募する毎に、審査委員会の審査を受けるものとする。事業実施主体は、審査委員会の審査結果について、事業承認者に提出し、承認を受けるものとする。

4 事業実施に関する事項

(1) 付加価値向上実践事業計画の作成及び承認手続き

事業実施主体は、付加価値向上実践事業の実施に当たり、実施規定に定める付加価値向上実践事業計画を経済団体等に作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。事業実施主体は、提出された付加価値向上実践事業計画をとりまとめ、別記様式4により事業承認者に提出するものとする。ただし、3の事業の公募において提出された付加価値向上実践事業計画のうち提出時から変更がないものについては、事業承認者の承認を受けたものとみなす。

(2) 交付決定及び額の確定

事業実施主体は、付加価値向上実践事業計画の承認後、経済団体等に交付申請書を提出させ、交付決定を行う。また、事業完了後に確定検査を行い、額を確定し、確定額に基づき支払いを行う。

(3) 事業の進捗状況管理、助言等

事業実施主体は、実施規定に基づき、必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

第9 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況等の報告

(1) 事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、本事業により開発された商品について、経済団体等に実施状況報告書及び実施結果報告を作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。

(2) 事業実施主体は、当該実施状況報告書及び実施結果報告書をとりまとめの上、6月末日までに、別記様式5より事業承認者に提出するものとする。なお、実施状況報告書については、事業実施主体は、事業終了年度の翌年度から5年間は、毎年度、経済団体等に当該実施状況報告書を作成させ、事業実施主体に提出させることとし、それらをとりまとめて別記様式5に準じて作成した様式により、各年6月末日までに、事業承認者に提出するものとする。

2 事業成果の報告

事業実施主体は、本事業により創出された商品について、事業終了年度の翌年度から5年間は、毎年度、経済団体等に別記様式6の事業成果状況報告書を作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。事業実施主体は、当該成果報告書をとりまとめの上、別記様式7より、事業成果状況について、各年6月末日までに事業承認者に報告するものとする。

3 指導

(1) 事業承認者は、1の事業実施状況報告書の内容を確認し、事業目標の達成が困難と認める場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

(2) 事業承認者は、2の事業成果報告書により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

- (3) 事業承認者は、1及び2並びに(1)及び(2)のほか、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 情報の取扱い

事業実施主体となった団体の職員及び審査委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た個人情報や開発した商品等に関する情報を第三者に漏らしてはならない。職を退いた後についても同様とする。

第11 収益納付

- 1 事業実施主体は、本事業に係る事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、実施要綱第8の規定に基づき、別記様式8より、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに事業承認者に報告するものとする。また、経済団体等に本事業に係る事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、別記様式8に準じて収益状況報告書を作成させ、事業実施主体に報告させるものとする。

なお、事業承認者は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

第12 留意事項

- 1 事業実施主体又は経済団体等は、補助対象事業の実施に当たり、「国産農林水産物・食品への理解増進事業委託事業」で実施するイベントに積極的に参加することやフード・アクション・ニッポンのロゴマークを活用するなど、農林水産省で実施する関連事業と可能な限り連携を図るものとする。
- 2 事業実施主体又は経済団体等は、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）、都道府県及び市町村の担当部局と研修会等の開催内容等について検討するなど、連携を図るものとする。
- 3 事業実施主体又は経済団体等は、国産農林水産物又は国産農林水産物を活用した付加価値の高い商品を供給する者の売上額の向上が図られるよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年1月20日から施行する。

(事業承認者) 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

印

特認団体承認申請書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度 (月～ 月)

7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員 数	資本金	年間販 売額	主要事 業	備考

注：生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
注：当該団体の当該事業年度における事業実施計画の内容（申請する活動を含む。）を記入すること。

10 特記すべき事項

11 添付書類

- (1) 定款、組織規定、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）、総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- (3) その他資料

番 号
年 月 日

（事業承認者）殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度国産農林水産物・食品への理解増進事業実施計画の（変更）承認申請について

平成 年度において、下記のとおり国産農林水産物・食品への理解増進事業を実施したいので、日本の食魅力再発見・利用促進事業実施要綱（平成25年5月16日付け25政第32号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「国産農林水産物・食品への理解増進事業実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

事業・内容	事業費	負担区分		備考
		国費 補助金	その他 ()	
1 付加価値向上推進事業 (1) 事務局の設置及び運営 (2) 2の事業の公募の実施 (3) 審査委員会の開催 (4) 補助金交付決定 (5) 補助金交付先事業の進捗管理等 2 付加価値向上実践事業 (1) 推進会議の開催 (2) 国産品利用のための事業者マッチング (3) 地域ブランド再構築 (4) ビッグデータ利活用セミナーの開催	千円	千円	千円	

注：事業の一部を委託して実施する場合は、委託先及び委託費を備考欄に記入すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

国産農林水産物・食品への理解増進事業実施計画書

第1 事業実施主体の概要等

1 事業実施主体の概要		
<p>※1 責任体制が把握できるように記載すること。</p> <p>2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。</p> <p>3 事業実施主体の業務及び活動内容を示した資料（パンフレット、リーフレット等）を添付すること。</p>		
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	F A X
	メールアドレス	URL
2 事業の実施体制		
<p>※1 事業に関係する者の全体像が把握できるように記載すること。</p> <p>※2 事業対象地域を記載すること。</p>		

第2 総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する 事業の内容 及びそれに 要する経費	

注：1 区分欄には、日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金交付要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 政第 33 号農林水産事務次官依命通知）別表の区分欄 5 に掲げる経費を記載すること。

2 備考欄には、区分欄に掲げる経費及び事業の委託欄に掲げる（2）の経費の根拠（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。

3 備考欄は、別葉とすることができる。

（添付資料）

1 謝金、賃金、手当については、その単価の根拠

2 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案

3 他者に事業の一部を委託して行わせる場合であって委託先が決定している場合は、委託先の概要がわかる資料

第3 事業実施計画の名称

第4 事業実施計画の目的

第5 事業の内容

(1) 付加価値向上推進事業

ア 公募の実施

時期	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国費補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

イ 審査委員会の開催

時期	場所	内容	参集範囲、参加者数	事業費	負担区分		備考
					国費補助金	その他 ()	
				円	円	円	
計							

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

ウ 付加価値向上に向けた助言および指導

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

(2) 付加価値向上実践事業

ア 推進会議の開催

経済団体等数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国費補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

注1：事業内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記載すること（作成資料、配布先、配布数量など）。

2：備考欄には、積算基礎等を記載すること。

イ 国産品利用のための事業者マッチング

経済団体等数	内容	参集範囲、参加者数	理解向上者数		マッチング成立数		事業費	負担区分		備考
			目標	実績	目標	実績		国費補助金	その他()	
							円	円	円	
計										

注：理解向上者数は、現地視察及びマッチングセミナーへの参加者のうち、生産現場への理解が深まったと回答した者の数を記載すること。

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

ウ 地域ブランド再構築

経済団体等数	事業内容	作成コンセプト数		事業費	負担区分		備考
		目標	実績		国費補助金	その他()	
				円	円	円	
計							

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

エ ビッグデータ利活用セミナー

経済団体等数	内容	参集範囲、参加者数	ビッグデータ活用意向者数		事業費	負担区分		備考
			目標	実績		国費補助金	その他()	
					円	円	円	
計								

注：ビッグデータ活用意向者数は、セミナー参加者のうち、今後、ビッグデータを活用することを検討すると回答した者の数を記載すること。

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

第6 取組により期待される効果・目標

--

注：本事業の対象となる商品の売上額等について記載すること。

第7 事業スケジュール等

時期	取組内容（事業の内容）

注：事業の開始から終了に至るまでの取組を時系列に沿って記載すること。

番 号
年 月 日

（事業承認者）殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名
印

平成 年度国産農林水産物・食品への理解増進事業の付加価値向上実践事業実施規程の
（変更）承認申請について

国産農林水産物・食品への理解増進事業実施要領（平成28年〇月〇日付け27食産第〇号農林
水産省食料産業局長通知）第8の1に基づき、付加価値向上実践事業実施規程の承認を申請する。

注：関係書類として、付加価値向上実践事業実施規程を添付すること。

番 号
年 月 日

（事業承認者）殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度国産農林水産物・食品への理解増進事業の付加価値向上実践事業計画の報告
について

国産農林水産物・食品への理解増進事業実施要領（平成28年〇月〇日付け27食産第〇号農林
水産省食料産業局長通知）第8の4の（1）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

注：関係書類として、別添を添付すること。

別記様式4 別添

対象商品の売上額

経済団体等名	商品名	対象商品の売上額	
		現状	目標
		円	円

注：経済団体等が作成し、事業実施主体に提出のあった付加価値向上実践事業計画を添付すること。

番 号
年 月 日

（事業承認者）殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度国産農林水産物・食品への理解増進事業実施結果及び事業実施状況の報告
について

日本の食魅力再発見・利用促進事業実施要綱（平成25年5月16日付け25政第32号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、報告する。

- 注：1 関係書類として実施結果報告書及び別添の実施状況報告書を添付すること。
2 実施結果報告書は、別記様式2に準じて作成するものとし、「第2 総括表」及び「第5 事業の内容」の欄に実績を記載すること。
3 実施状況報告書については、事業終了年度の翌年度から5年間は、毎年度、経済団体等から提出のあった実践事業実施報告書を取りまとめて事業承認者に提出すること。

国産農林水産物・食品への理解増進事業実施状況報告書

経済団体等から提出のあった実践事業実施状況報告書の一覧

番号	経済団体等名	商品名	年間売上額	備考
			円	
			円	

注：経済団体等が次の1及び2に準じて作成し、事業実施主体に提出のあった国産農林水産物・食品への理解増進事業の実践事業実施状況報告書を添付すること。

1 商品の売上状況

区分 商品名	商品の年間売上額	
	計画	実績
	円	円

注：経年により商品名を変更した場合は、後継商品について名称が変わった商品と同一欄に記載すること。

2 事業実施の効果

区分 年度	商品名	年間売上額 (円)	備考
初年度 (年度)			
2年度 (年度)			
3年度 (年度)			
4年度 (年度)			
5年度 (年度)			

注1：初年度欄には、事業実施年度の翌年度の実績数値を記載すること。

2：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること。

番 号
年 月 日

（事業実施主体）殿

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

印

平成 年度国産農林水産物・食品への理解増進事業に係る事業成果状況報告書

平成 年度に実施した国産農林水産物・食品への理解増進事業に係る事業成果状況について、国産農林水産物・食品への理解増進事業実施要領（平成〇年〇月〇日付け 27 食産第〇号農林水産省食料産業局長通知）第9の2に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業実施主体名：

所在地：

担当者名及び役職：

電話番号：

メールアドレス：

2 事業内容

3 事業費実績 円（うち国費 円）

注：売上額で算出した目標値を記載すること。

4 目標値

5 実績値

6 評価 A（目標を上回る進捗）、B（目標値どおりの進捗）、C（目標値を下回る進捗）

※ 目標値を3で除した値に本事業の終了年度の翌年度から起算した経過年数を乗じて得た値と5の実績値とを比較し、後者が上回る場合はA、一致する場合はB、下回る場合はCと評価すること。

7 所見（評価Cの場合の改善点等）

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

印

平成 年度国産農林水産物・食品への理解増進事業に係る事業成果状況報告書

平成 年度に実施した国産農林水産物・食品への理解増進事業に係る事業成果状況について、国産農林水産物・食品への理解増進事業実施要領（平成 28 年〇月〇日付け 27 食産第〇号農林水産省食料産業局長通知）第 9 の 2 に基づき、別添のとおり報告する。

注：経済団体等から事業実施主体に提出のあった国産農林水産物・食品への理解増進事業の付加価値向上実践事業成果状況報告書を添付すること。

別記様式7 別添

経済団体等名	事業実施 年度	成果目標の 具体的な内容	成果目標の 達成状況	事業内容 (具体的な取組内容)	食料産業局長の意見
					A (計画以上の進捗) B (計画どおりの進捗) C (計画以下の進捗)

注：食料産業局長の意見の欄は、提出時は記入しないものとする。

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
団 体 名
印

代表者の役職及び氏名

平成 年度収益状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった国産農林水産物・食品への理解増進事業に関する平成 年度の収益の状況について、国産農林水産物・食品への理解増進事業実施要領（平成 28 年〇月〇日付け 27 食産第〇号農林水産省食料産業局長通知）第 11 の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(別添)

- 1 事業の内容
- 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 円
- 3 上に要する費用の総額 円
- 4 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇第〇号確定 円
- 5 前年度までの収益納付額 円
- 6 本年度収益納付額 円

(積算根拠)

注：収益計算書等を添付すること。